社労士 ふ く し ま 月間情報 No.195

2013.10 月号

福 島 県 社 会 保 険 労 務 士 会　〒960-8252

発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3

http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P1　県会情報　・年金・労働総合相談所　・研修会の予定　・高校生セミナー
・会費
・電子申請どうでしょう　・電子申請アンケート調査協力のお願い

P4　連合会情報　・連合会 HP 会員専用ページ
地協　・３号業務研修会
・東北南部３県労務管理研修会

P4～　関係機関だより　・厚生労働省
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

P5～6　事務局だより

P7～9　理事会報告

1. 第 2 回研修会及び北海道東北地域協議会主催東北南部3県労務管理研修会の開催について(P10～11)

申込締切：11 月 15 日(金)必着

2. 北海道東北地域協議会主催3号業務研修会の開催について(P12～15)

申込締切：10 月 18 日(金)必着

県　会　情　報

1.　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	年金労働総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
25 年度(8 月)	5 件	5 件	1 件	1 件
9/25(水)	1 件	1 件	2 件	2 件
今年度実績	6 件	6 件	3 件	3 件
総計	H15.6～25.9　140 件		19.7～25.9　86 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
9/10～10/10	1 件	1 件	3 件	3 件

＜次回相談員＞

○年金労働総合相談所

【10/23】

・飯田弘子　・菱沼直子

○被災者支援無料相談会

【10/16】菅野公司

【10/30】飯田弘子

【11/6】　丹治勧

2. 研修会の予定

H26年1月20日(月) ビッグパレットふくしま	倫理 研修	13：00～ 16：30	社会保険労務士の職業倫理等の解説、グループディスカッション、事例（設例問題）解説
11月29日（金） ホテルリステル猪苗代	第2回 研修会	10：20～ 12：00	障害年金の事例研究（仮題）

※倫理研修については、5 年に 1 度全会員が受講していただくことになっております。今年度の受講対象者には別紙ご案内を同封しておりますので、**11 月 29 日（金）**までに必ず受講確認書の提出をお願いいたします。

※第 2 回研修会へ参加ご希望の方は、参加申込書（**P 11・東北南部 3 県労務管理研修会と兼用**）にご記入の上、**11 月 15 日（金）**までに県会事務局までお申込み下さい。

3. 「高校生支援セミナー」について

今年度は 7 校から「高校生支援セミナー」実施希望がありました。10 名の講師により実施していくこととなりました。

	学校名	派遣会員名		学校名	派遣会員名
1	福島南	中島真由美	6	原町	荒井芳子
2	安達	齋藤俊之	7	船引	大原百合
3	浪江高校津島校	管野泰寛			篠木健一
4	相馬農業	荒明　健			渡部裕之
5	相馬農業飯館校	榎田哲士			遠藤英樹

4. 会費について

下期分の会費については、10 月 31 日まで納入くださいますようお願いいたします。口座引落の方は 10 月 15 日（火）に引落させていただきました。退会（登録抹消）する方は、**事前に**事務局へお問い合わせください。なお、遡及しての退会（登録抹消）は受付できかねます。手続きする当月の会費は納入いただくこととなります。必ず事前にご連絡下さい。

電子申請どうでしょう【第 2 回】

みなさま、こんにちは。今年１１月１日におかげさまで開業してまる３年になります、福島支部の白岩裕和と申します。８月に電子化推進特別委員に任命されました。

前回、「電子申請どうでしょう」輝く第１回で、草野副委員長がこのコーナーについて、「実際電子申請を経験した（これからするであろう？）委員の話を披露し云々」と書かれていました。実は私、その「これからするであろう？」組に当てはまるのです。本当に申し訳ありません。ですので、今回このコーナー中盤からは、私白岩が電子申請をはじめるための第一歩、「電子証明書」の取得を実際に先月９月に体験しましたので、その手順等を書きたいと思います。

さて、私は開業して以来なぜ電子申請をしてこなかったのか振り返ってみました。今までも入退社の得喪はもちろん、年度更新（建設業含む）、算定、労災申請の書類等を作成してまいりました。しかし若手の私にとって、取りかかる書類作成はすべてはじめてのものばかりでした。参考書籍を見ながら、役所に電話で問い合わせながら、一つ一つ手書きで作成していきました。窓口で記入方法や添付書類等についても教えてもらいました。それらの苦労をしながら作成した書類に、目の前で受理印を「ボン！」と押印してもらうことに達成感と安心感を感じておりました。そして「控え」をお客様に届ける。これらのやり方が今の自分の経験値では一番よいやり方であると思っておりました。そして、電子申請はまだその先にあるのものだと自分に言い聞かせながら。

そんな時に電子化推進特別委員会任命のお話をいただきましたが、心の中では「自分にはまだ早いのでは。」との思いでした。しかし、委員会に出席し、そして前回の副委員長のコーナーを読みながら、「ハンコ頂きに一件の顧問先に半日ついやしていませんか。」そして何より「素早く正確な手続をやってこそ顧問先への貢献です。」という一文を読み、今までの自分の達成感や満足感はなくなりました。いや、それらをなくしてくれたといってもいいでしょう。ですので、電子化委員会任命のお話

はそんな私にとっての「神のお告げ」といってもいいかもしれません。(大げさ？いや違うでしょう。)
　そんな私も電子化への道を進み始めましたが、社労士が電子申請をするためには何が必要なのでしょうか。パソコンがあり、インターネット環境が整っていることがもちろん必要ですが、ただそれだけでは電子申請はできません。社労士としてはまず、紙ベースの届出時に使用している「提出代行印」と同じような役割をする「電子証明書」の取得が必要となってきます。
　先ほど述べたように実際に私も「電子証明書」を取得しました。以下その手順等です。みなさま、昨年秋頃に連合会からクリーム色の封筒が届いたのを覚えてらっしゃいますか。その封筒にはいっていたのが「電子証明書利用申込書」でございます。もし手元にない場合は社労士会連合会にお問い合わせ下さい。書類一式を送ってもらうことができます。
それでは申込時の必要書類です。

　①　利用申込書
　②　印鑑登録証明書（発行日より３ヶ月以内）
　③　住民票（発行日より３ヶ月以内）
　④　発行料金

ちなみに④の発行料金ですが今年の３月３１日までは３，６５０円でした。しかしそれ以降は７，２４５円です。「善は急げ」を痛感しました。料金を郵便局で支払いその証明書をコピーし添付します。
　上記の書類を「特定記録」または「簡易書留郵便」で郵送します。そうするとセコムトラストシステムズ㈱から、本人限定受取郵便にて郵送されます。ここで申し添えますが、連合会で申込受付、審査までを行い、セコムトラストシステムズ㈱が電子証明書の発行、発送を行います。私自身も初めての経験でしたが、本人限定受取郵便ですので、まずは郵便局から通知書が届き、その通知書と免許証などの身分証明書をもって郵便局にとりにいくのです。上記書類の準備から実際に私の手元にくるまで２週間かからないぐらいでした。書類の不備等がなければけっこうあっという間です。
　さて、これでめでたく「電子証明書」を取得できたというわけではございません。発行日より３０日以内に、このあとの大事な作業を行わないと「電子証明書」の取り消しを実施される恐れがあります。あともう少しで完了しますので頑張りましょう！
　「電子証明書」は免許証のようなカードではなく、ダウンロードタイプでございます。ですので、セコムから送られてくるのは識別番号及び PIN コード（英数字で書かれたパスワードのようなもの）が記載された書面です。それらの番号等を使用し、「電子証明書」をパソコンにダウンロード、インストールをします。この方法についてはわかりやすい説明書が同封されておりますので、ご安心ください。私も１０分ほどで出来ました。そして同封されている受領書に印鑑証明と同じ印鑑を押印し、返送して無事完了でございます。
　以上の「電子証明」取得についてはもちろん、電子申請情報の詳細については連合会 HP 右上の「社会保険労務士の皆様へ」→「電子申請情報」を参照していただければと思います。
　実際の電子申請をするための具体的方法はこれから先のことであります。また、電子申請業務を行い、副委員長が述べた先ほどの「素早く正確な手続をやって顧問先へ貢献する」ということまでにはまだ道のりがあるかもしれません。しかし、「電子証明書」がなければ電子申請は絶対にできません。そう考えると、この「電子証明書」取得は、はじめの一歩、そして大きな一歩であります。
　ぜひこれから電子申請利用を考えている先生、一緒に頑張っていきましょう。
　そして電子申請をすでにご利用されている先生、ぜひともより電子申請を利用しやすい環境をつくるべく、ご意見、ご指導を電子化推進特別委員会に宜しくお願い致します。

電子化推進特別委員会　委員　白岩裕和（福島支部）

＊＊＊ 電子申請に関するアンケートのお願い＊＊＊

　先月から始まりました新コーナー「電子申請どうでしょう」、今回もお楽しみいただけましたでしょうか？
　さて、このたび電子化推進特別委員会では、皆様の電子申請の利用状況について把握し、今後の活動に反映させるべくアンケートを実施する運びとなりました。
　つきましてはご多忙中恐縮ではございますが、**同封のアンケート（P16～19）に率直なご意見・ご要望をご記入のうえ、県会事務局へ１０月末日まで返送くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。**

電子化推進特別委員会　委員長　御代田裕介(郡山支部)

連合会情報

１． 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- ✧ 矯正施設収容中の者に対する国民年金制度の周知等に関する法務省との連携について
- ✧ 健康保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行について
- ✧ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令の施行について
- ✧ 「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針」の周知について（協力依頼）

＜トレンドボックス＞【日本年金機構より】

- ✧ 平成 25 年 10 月分からの特例水準解消による改定後の年金見込額照会等（情報提供）
- ✧ 「事務処理誤り等（平成 24 年度）」の報道発表（情報提供）
- ✧ 高年齢雇用継続給付及び高齢雇用継続給付の支給限度額変更（情報提供）
- ✧ 国民年金基金制度周知に関するダイレクトメールの発送（情報提供）
- ✧ 平成 25 年 10 月分からの特例水準解消による年金額改定に伴う事務の取扱い等（指示・依頼）

地協

11月 1日(金) ～2日(土) ホテル メトロポリタン 盛岡	3号業務 研修会	1日(金) 13：00～ 17：25	【第1部】最近の裁判例から考えるこれからの労働時間管理 【第2部】メンタルヘルス対策～事業場が抱える課題と職場復帰支援に必要な視点
		2日(土) 9：30～ 16：00	【第3部】年金相談に活かす～最近の制度改正のポイント 【第4部】問題社員の法的実務対応
11月29日(金) ホテルリステル 猪苗代	東北南部 3県労務 研修会	13：30～ 16：40	「日本の労働環境について」

※3号業務研修会に参加希望される方は、**参加申込書（P13）**により**10月18日（金）**までに**岩手県会**にお申込ください。

※東北南部3県労務研修会に参加希望される方は、**参加申込書（P11）**より**11月15日（金）**までに**福島県会**にお申込ください。

関係機関だより

１． 平成25年度両立支援助成金について・・・・厚生労働省

従業員の職業生活と家庭生活の両立を支援するための制度を導入し、制度の利用を促進した事業主または 事業主団体に対して支給する助成金で、次の３種類があります。

①事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

②子育て期短時間勤務支援助成金
③中小企業両立支援助成金
詳細については、厚生労働省ＨＰまたは、下記ＨＰをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/kosodate_tanjikanP36-38.pdf

２．　福島県　最低賃金　時間給675円・・・・厚生労働省
（発効日平成25年10月6日）

業務改善助成金のご案内、ワンストップ無料相談については、厚生労働省　最低賃金に関する特設サイトをご覧ください。
http://pc.saiteichingin.info/

３．　【白河・相馬】窓口業務終了のお知らせ・・・・協会けんぽ

県内の年金事務所内に協会けんぽの相談窓口を設置しておりましたが、郵送化の促進等により、平成26年2月末日をもちまして白河・相馬年金事務所内の協会けんぽ窓口を終了することといたしました。年金事務所の業務につきましては従来と変更ありません。郡山・平・会津若松の窓口は引き続きご利用いただけます。

平成26年3月1日以降の届出・申請につきましては、「協会けんぽ福島支部」あてに郵送いただきますようお願いいたします。

４．　最新情報・健保クイズを配信・・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。
配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。
検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

５．　社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会 HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報
9 月 1 日～30 日総アクセス数　815(内訳:新規 420 リピーター 395)

会務報告及び予定

9月　12日　年金グループ研修（事務局）全国政連幹事会（東京會舘）
　　12日　日本政策金融公庫「創業支援セミナー」（いわき市労働福祉会館）
　　13日　連合会理事会（東京會舘）白河支部研修会（白河監督署）
　　日本政策金融公庫「創業支援セミナー」
　　18日　未来研根本匠シンポジウム（郡山ﾋﾞｭｰホテル）
　　19日　東北福島年金事務所と街角年金相談センターの連絡調整会議（東北福島年金事務所）
　　20日　街角の年金相談センター運営部長会議（浜松町東京會舘）
　　25日　第125回年金・労働総合相談所（事務局）
　　26日　第1回綱紀委員会、第4回理事会、第4回幹事会（ビッグパレットふくしま）
　　年金グループ研修（県会事務局）
　　27日　日本年金機構東北ブロック及び年金事務所との定例会議（東北福島年金事務所）
　　28日　特別研修ＤＶＤ研修（コラッセふくしま）
10月　2日　第1回研修会、第3回業務委員会、常任理事会（ビッグアイ）
　　3日　第2回綱紀委員会（南東北総合卸センター協同組合）

4～5日　長野県会諏訪支部「被災地視察研修」
5～6日　特別研修ＤＶＤ研修（コラッセふくしま）
9日　第28回関係「士」業懇談会（福島県司法書士会館）
10日　年金グループ研修（県会事務局）
11日　年金・労働総合相談所相談員研修会（コラッセふくしま）
11日　北海道・東北地域協議会主催東北北部3県労務管理研修会
(ｳｴﾃﾞｨﾝｸﾞﾌﾟﾗｻﾞｱﾗｽｶ)
12～13日　特別研修ＤＶＤ研修（コラッセふくしま）
20日　特別研修グループ研修（コラッセふくしま）
23日　第126回年金・労働総合相談所（事務局）
24日　年金グループ研修（県会事務局）
25日　平成25年度北海道・東北地域協議会秋季定例会議（札幌第一ホテル）
26日　平成25年度北海道・東北地域連絡会秋季定例会議（札幌第一ホテル）
26～27日　特別研修グループ研修（コラッセふくしま）
11月　1～2日　北海道東北地域協議会主催　3号業務研修会(ホテルメトロポリタン盛岡)
29日　第2回研修会、北海道東北地域協議会主催南部3県労務研修会(ホテルリステル猪苗代)

会員異動報告

	支部	名簿ｼﾞｰ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	10/1 付 入会 その他	ｵｵﾐﾔ ﾋﾛｺ 大宮裕子	福島市泉字早稲田 19-7 TEL 024-559-0307
	会津	10/1 付 入会 開業	ｶﾉﾒ　ﾂﾖｼ 鹿目　剛	社会保険労務士かのめ事務所 会津若松市一箕町鶴賀字船ヶ森東 493-6 TEL/FAX 0242-25-4882
		10/1 付 入会 開業	ﾏﾌﾈ　ｼｹﾞﾙ 真船　茂	真船茂社会保険労務士事務所 会津若松市河東町広田字塩新 24 番地 TEL/FAX 0242-75-2569
	相馬	9/15 付 入会 開業	ﾋﾗﾏ　ｼﾂﾞｺ 平間志津子	社会保険労務士平間志津子事務所 南相馬市原町区高見町 2-103 TEL 0244-22-4149 FAX 0244-24-4612
【変更】	福島	P6	國嶋雅志	事務所名称・所在地等 國嶋社会保険労務士事務所共同オフィス 21 福島市高野河原下 19-15 TEL 070-5326-4285 FAX 024-573-4286
	いわき	P16	菊地紀男	事務所所在地 いわき市常磐西郷町銭田 106-26
【付記】	いわき	P18	奥瀬　円	特定社会保険労務士（9/15）
【退会】	福島	P6	久保田裕巳	9/30 付登録抹消
	郡山		長崎義人	10/31 付登録抹消

第３回　書面理事会　報　告

日　時　平成２５年８月２日

１．　年金・労働総合相談所における具体的な活動について（会則第34条第2号）

理事１９名　反対０名、賛成１７名

１７名の賛成により、年金・労働総合相談所の下記の具体的活動について承認された。

- 月１回（第４水曜日）の相談体制
- 相談所主催の研修会の開催（10月・３月の２回）
- 社労士会セミナー・退職セミナーの開催（12月）
- 相談員の研修（９月）
- 広報の強化（近隣市への市政だより掲載依頼、チラシ作成）
- 関係機関との連携

２．　郡山市指定管理者選定委員会委員の推薦について（会則第34条第2号）

理事１９名　反対０名、賛成１６名、賛否なし１名

１６名の賛成により、郡山市指定管理者選定委員会委員候補者として久井貴弘会員（経営労務監査推進特別副委員長）を推薦した。

＊　＊

第４回　理　事　会　報　告

日　時　平成２５年９月２６日（木）13：30～16：50

場　所　ビッグパレットふくしま（郡山市市）

出席者　18名　金子会長、宍戸・星・冨田副会長、草野・武田・吉田常任理事、
渡邊・菅野・北目・清水・大橋・瀬尾・佐藤・菅沼・中目・蓬田・長倉理事

欠席者　１名　大平理事

報告事項

- ８月22日から法テラスふたば（広野町）への相談員を派遣（第２・４木曜日の月２回）
- いわき市役所における労働相談を被災者支援無料相談も兼ねて実施（いわき民報に広告掲載）
- 街角の年金相談センター福島について、センター内に展示の実施、障害等専用ブースの設置を連合会に要望し許可された。福島銀行県北支店等にチラシ配布。福島市・桑折町・国見町ホームページにセンターについて掲載。
- 伊達市の市政だよりに相談所の記事を掲載。
- 教育庁で県立高校からの申込のとりまとめを行わず、社労士会への直接の申込となったことから今年度の申込が７校であった。

・ 連合会において社労士制度創設45周年記念事業（１月）・社労士会シンポジウム（３月）を開催。
・ 「医療勤務環境改善支援センター（仮称）」の設置等の医療分野における勤務環境の改善対策について、厚労省等より連合会に協力要請があった。
・ 今年度、上期会費未納者はいない。
・ 研修会、経営労務監査、ＡＤＲ、委託事業、委員会の活動その他　省略

審議事項

１．　今年度の事業の執行について（会則第34条第2号）

(1)　本年度の研修の実施と出席率向上について

業務委員会で研修会時にアンケートを取り、それを参考に今後の研修会の内容を検討することが報告された。出席率が向上するよう引き続き努力することを確認した。

(2)　倫理研修未受講者の対応について

職業倫理が非常に大きく叫ばれている。昨年度、連合会でＤＶＤを作成したので、ＤＶＤを活用するなど業務委員会で早急に対策を検討する。

(3)　高校生支援セミナーについて

今年度は、冬季の体育館等での講義を予定している高校に対し、複数名の講師を派遣し、教室ごとに行うことを確認した。なお、来年度は別途検討する。

大学や小・中学校での実施について今後検討することとした。

(4)　会員・職員以外の慶弔の取扱いについて

会員・事務局職員以外の慶弔については、交際費として三役協議し対応する。街角の年金相談センターに関しては、連合会運営本部の規定に基づいた対応とする。

(5)　会費減免

東日本大震災及び福島原発事故による会費減免の基準に関しては、震災当時の会員を対象とし震災以降の入会者は該当しないことを確認した。

(6)　スカイプの導入について

同時にオンラインでできるのが10人までであり理事会の開催への導入はできないため、実験的に正副会長、事務局で導入する。

(7)　ホームページの更新について

個人会員の情報に個人のホームページのＵＲＬを掲載することについて、状況をみることとした。

(8)　経営労務監査事業について

福島県社会福祉協議会との労働条件審査・診断事業について、11法人を実施していることを確認した。

郡山市指定管理者選定委員会への対応について、申込事業所の雇用・労働条件の審査に関しては、推薦した久井会員があたることとした。

(9)　成年後見制度事業について

10月２日の第１回研修会で成年後見制度に関する概要の説明をもう一度行い、具体的な運営等について先進県の話を聞き、３月から成年後見人の養成研修を開始できる

よう進める。

(10)　ＡＤＲセンターについて（センター長、センターの広報等）

センター長について、会津支部の渡部弘志会員を指名し承認された。渡部会員も就任を承諾した。

２．　東日本大震災復興支援について（会則第34条第2号）

これまでの東日本大震災及び福島原発事故に関する報告書の内容について確認した。

各支部からの計画に基づき無料相談会及び復興支援セミナーを開催することを確認した。

３．　街角の年金相談センター福島について（会則第34条第2号）

街角の年金相談センターは、今年度平均１ブースあたり6.9件の相談と相談件数が減少しており、運営本部の許可を得たセンターの展示の実施や専用ブースの設置、その他あらゆる広報を行い、相談件数の増加を図るよう運営委員会で具体的な検討を行うとした。

４．　社労士制度推進月間の取り組みについて（会則第34条第2号）

東日本大震災との広報と抱き合わせで行っていくことを確認した。

また、退職セミナーと社労士会セミナーの２部構成でセミナーを開催し、その広報を図ることとした。

５．　文書閲覧及び写しの請求に関しての取り扱い細則について（会則第34条第4号）

総務委員会の原案をもとに各自精査し、次回理事会で検討する。

６．　福島県立医大「がん治療者等に係る就労支援相談」について（会則第34条第7号）

連合会からも協力要請があり、県会として受けることで承認された。謝金額については、３時間　３万円＋交通費で要請し、具体的な内容について医大と別途相談することで承認された。

７．　理事の辞職について（会則第34条第3号、第7号）

大平一雄会員から理事の辞任願が出されたことを受け、会員として社労士としてふさわしくない行為があったことに関して綱紀委員会に諮問することを決定した。

また、理事の解任とすることで手続を進めることとした。

８．　その他

(1)　事務局設備について

事務局のパソコンのリース満了及びWindowsXPのサポート終了により新たにリースにより購入する。それに伴い、会計ソフトも買換え、あわせてリースとすることで承認された。

(2)　長野県諏訪支部の研修旅行の対応について

研修の講師依頼及び被災地案内について、いわき支部に対応を依頼することで承認された。

福島社発第　１７３　号
平成２５年１０月１０日

会　員　各　位

福島県社会保険労務士会
会　長　金　子　昌　明

第２回研修会及び北海道・東北地域協議会東北南部３県労務管理研修会
の開催について

秋冷の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、平成25年度第２回研修会及び平成25年度北海道・東北地域協議会東北南部３県労務管理研修会を下記要領により開催することといたします。

ついては、ご多用中とは存じますが、万障繰り合わせのうえご出席くださいますようご案内申し上げます。

記

第２回研修会

１．日　　時　　**11月29日（金）**　10：20～12：00
　　受　　付　　10：00～
　　研 修 会　　10：20～

２．場　　所　　ホテルリステル猪苗代
　　（耶麻郡猪苗代町大字川桁リステルパーク　TEL.0242-66-2233）

３．対 象 者　　会　員（会員事務所職員の参加はできません）

４．内　　容
　10：20～10：30　　開会、会長挨拶
　10：30～12：00　　**「障害年金の事例研究」（仮題）**
　　・　精神疾患
　　講師　福島県社会保険労務士会　会津支部　菅　沼　恒　博　氏
　　・　がん関係
　　講師　福島県社会保険労務士会　福島支部　宍　戸　宏　行　氏

５．参 加 費　　無料

６．申込方法　　参加される方は次ページの「第２回研修会及び東北南部３県労務管理研修会参加申込書」にて**11月15日（金）**までに事務局までお申込み下さい。

平成25年度　北海道・東北地域協議会

東北南部3県労務管理研修会開催のご案内

■ 開催日時　　**11月29日（金）**　13：30～16：40
受　付　13：00～

■ 場　　所　　ホテルリステル猪苗代

耶麻郡猪苗代町大字川桁リステルパーク
TEL　0242-66-2233

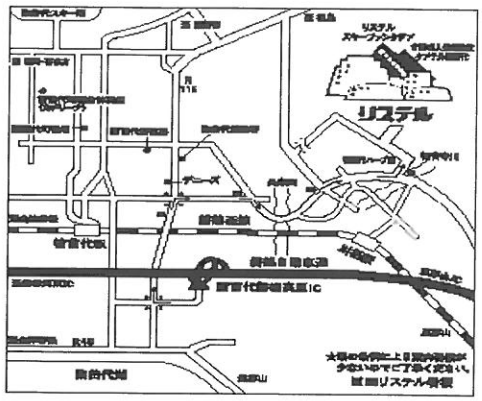

■ テ ー マ　　**「日本の労働環境について」**（仮題）

総論：労働契約法、労働者派遣法、高年齢者雇用安定法の改正を踏まえて中小企業の労働環境がどのようになっていくか
各論：社会保険労務士が専門家としてどのように対応していくか、押さえておくべきこと　等

講　師　：　東京大学　社会科学研究所　教授　　水町　勇一郎　氏

■ 受 講 料　　無　　料

■ 意見交換会　　17：00～（会費5,000円）※当日会場で申し受けます。

申込締切　**11月15日(金)**

平成25年　　月　　日

第2回研修会及び北海道・東北地域協議会主催東北南部3県労務管理研修会参加申込書

参加希望	□　第2回研修会（午前） □　東北南部3県労務管理研修会（午後） □　意見交換会(会費5,000円)	○参加される研修会等にチェックを入れてください。 ○意見交換会会費（5,000円）は当日申し受けます。
参加者名	（所属支部）　　支　　部	
	（氏　　名）	
宿　泊	要（　禁煙　・　喫煙　）　不要	ホテルリステル猪苗代に宿泊を希望する場合9,000円（朝食付き・ツインのシングル料金） 2名以上で宿泊を希望する場合ご連絡ください。

問合せ・申込先　福島県社会保険労務士会　〒960-8252 福島市御山字三本松19-3
TEL：024-535-4430　FAX：024-534-5432　e-mail：fukusha@green.ocn.ne.jp

岩社労第８５号
平成２５年９月１７日

北海道・東北地域協議会 会員各位

全国社会保険労務士会連合会
北海道・東北地域協議会
会 長　村 上　三 喜 夫
(担当会)岩手県社会保険労務士会
会 長　白 木　和 久
（公印省略）

平成２５年度北海道・東北地域協議会主催
３号業務研修会の開催について（ご案内）

初秋の候　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
　さて、北海道・東北地域協議会本年度事業計画に基づき、標記研修会を下記のとおり開催いたしますので、時節柄ご多忙のことと存じますが、多数の参加を賜りますようご案内申し上げます。

記

１　日　　時　平成２５年11月1日（金）　１３時００分～１７時２５分
　　2日（土）　９時３０分～１６時００分

２　場　　所　ホテルメトロポリタン盛岡本館 ４階　**１日目：【姫神の間】**
　　２日目：【岩手の間】
　　※1日目と２日目と会場が異なりますので、ご注意願います。
　　〒020-0034 岩手県盛岡市盛岡駅前通 1-44　℡ 019-625-1211
　　（ＪＲ盛岡駅 北口 徒歩１分）

３　研修内容　別添参照

４　受 講 料　**１０，０００円**（資料代・２日目昼食代を含む）
　　※受講料は２日間対象ですが、１日のみ参加も同額になります。

５　定　　員　**１００名**

６　懇 親 会　日時　平成２５年１１月１日（金）１７時３０分～
　　場所　ホテルメトロポリタン盛岡本館 ４階**【早池峰の間】**
　　会費　**５，０００円**

７　参加申込　**別添申込書により１０月１８日（金）まで**に、岩手会へ郵送または
　　FAX:０１９-６５１-７８４１ か E-mail:kenkai@iwate-sr.jpまでお申込み下さい。
　　受講料・懇親会費につきましては、下記口座に**１０月１８日(金)までにお振込み**願います。(振込手数料は各自負担でお願いいたします)
　　※申込〆切後のキャンセルは、受講料全額を頂戴いたします。

８　【振込口座】名義　岩手県社会保険労務士会
　　①　ゆうちょ銀行(普通預金)　八三八－０００９６８４
　　②　郵便振替(払込取扱票)　０２３７０－０－５７９０

９　そ の 他　宿泊される方につきましては、最寄りのホテル等へ各自手配願います。

◇会場案内図

●盛岡駅からのアクセス
JR 盛岡駅より、徒歩約１分
メトロポリタン盛岡本館へは、
7:00～22:40 までの間、駅ビル・
フェザン内を通って入館できる。

●駐車場のご利用について
＊駐車料金
（ご宿泊のお客様１泊）600 円
＊本館駐車場・NEW WING１F
駐車場　24 時間営業
＊駐車料金サービス券はフロン
トで駐車券提示のうえ配布

●お車でのアクセス
＊東北自動車道 盛岡 IC より
約 10 分
＊花巻空港より、車で約 40 分

平成２５年　　月　　日

平成２５年度北海道・東北地域協議会主催　３号業務研修会受講申込書

平成２５年度北海道・東北地域協議会主催３号業務研修会を受講します。

所属道県会	道 県 社会保険労務士会
氏　　名	
住　　所	〒 TEL（　　）　　－　　FAX（　　）　　－
研修会の受講	□　２日間とも受講 □　１日目（１１／１）のみ受講 □　２日目（１１／２）のみ受講

※該当するものに☑してください。
※申込〆切後のキャンセルは、受講料全額を頂戴いたします。[申込〆切：１０月１８日(金)]

懇親会について

懇　親　会 ※該当に☑をして下さい **(会費 5,000 円)**	□ 出　席　　□　欠　席

※申込〆切後のキャンセルは、懇親会費全額を頂戴いたします。[申込〆切：１０月１８日(金)]

【お問合せ・お申込み先】

岩手県社会保険労務士会　　〒020-0821　岩手県盛岡市山王町１－１
TEL ： 019-651-2373　FAX ： 019-651-7841　E-mail ： kenkai@iwate-sr.jp

平成２５年度北海道・東北地域協議会主催
３号業務研修会　スケジュール

■日時　　平成２５年１１月１日（金）１３時００分～１７時２５分
　　２日（土）　９時３０分～１６時００分
■場所　ホテルメトロポリタン盛岡本館　４階　１日目「姫神の間」・懇親会「早池峰の間」
　　２日目「岩手の間」
（盛岡市盛岡駅前通 1-44　電話：019-625-1211）

日　　時		テーマ
１日目 １１月１日（金）	12:00	受付開始
	13:00	開　講
	13:10	**【第一部】** **「最近の裁判例から考えるこれからの労働時間管理」** **講師：　成蹊大学法学部教授　　原　　昌登　氏** 1999 年 東北大学法学部卒業 東北大学助手、文部科学省内地研究員（受入先：東京大学） 成蹊大学法学部専任講師、同准教授を経て現職 著書（共著） 水町勇一郎・緒方桂子編「事例演習労働法（第 2 版）」（有斐閣） 山川隆一・森戸英幸編著「判例サムアップ労働法（弘文館）～他多数 企業や労働組合、一般を対象とした労働法に関する各種セミナーでの講師多数
	15:10	*****休　憩*****
	15:25	**【第二部】** **「～メンタルヘルス対策　～** **事業場が抱える課題と職場復帰支援に必要な視点」** **講師：臨床心理士・精神保健福祉士・産業カウンセラー** **藤 井　　由 里　氏** 独立行政法人 労働者健康福祉機構岩手産業保健推進センター メンタルヘルス対策促進員 独立行政法人障害者雇用支援機構地域障害者職業センター リワークアシスタント （独）労働者健康福祉機構の全国大会において、事業場におけるメンタルヘルス不全従業員の「職場復帰支援プログラム」取組事例発表で岩手方式として高い評価を受ける
	17:25	
	17:30	**懇 親 会**

日　　時		テーマ
２日目 １１月２日（土）	9:00	受付開始
	9:30	**【第三部】** **「年金相談に活かす　～最近の制度改正のポイント～」** **講師：社会保険労務士　　高 木　　隆 司　氏** 社会保険労務士法人 年金相談サービス（名古屋） 講師歴： 中部各県社会保険労務士会（年金研修） 東海各県労働者福祉協議会（退職セミナー） 東海労働金庫（職員研修・退職セミナー等） 東海各県全労済（職員研修・各種セミナー） ＪＡ（職員研修）　他多数 著作歴： 「おいしい定年後の年金・保険・税金マニュアル」こう書房 「パターン別老齢年金の繰上げ・繰下げ徹底解説」日本法令 雑誌「ビジネスガイド」「週刊ダイヤモンド」 「ＰＨＰほんとうの時代」　他多数
	12:00	*****昼　食・休　憩*****
	13:00	**【第四部】** **「問題社員の法的実務対応」** **講師：弁護士　　浅 井　　隆　氏** 第一扶養法律事務所 1983 年　慶應義塾大学 法学部 卒業 1990 年　弁護士登録 2001 年 4 月　武蔵野女子大学　講師 2002 年 4 月～2008 年 3 月　慶應義塾大学法学部講師 2005 年 4 月～2009 年 3 月　慶應義塾大学大学院法科大学院講師 2009 年 4 月～現在　慶応義塾大学大学院法科大学院教授 著書： 「Q&A管理職のための労働法の使い方」（日本経済新聞社） 「最新 労働紛争予防の実務と書式」（新日本法規） 「問題社員・余剰人員への法的実務対応」（日本法令） 「退職金制度・規程の見直しと不利益変更問題への対応」（日本法令）～他多数
	16:00	閉　講

電子申請に関するアンケート

問１　インターネット経由で手続や申請が行える「電子申請」についてご存知でしたか？
□利用方法なども含めて、詳しく知っていた
□電子申請ができることは知っていた
□全く知らなかった

問２　インターネット環境は整っていますか？
□はい
□いいえ

問３　社会保険労務士の電子証明書（セコムトラストシステムズ株式会社発行）は取得していますか？
□取得済み
□取得予定
□取得の予定はない

問４　実際に電子申請を利用したことがありますか？また、利用している方は、電子申請をどの程度利用していますか？
□ほとんど、あるいは全ての申請や届出に電子申請を利用している
□一部の申請や届出に電子申請を利用している
□申請や届出の機会はあるが、電子申請を利用したことはない
□以前、電子申請を利用したことがあるが、(現在のままのシステムであれば）今後は利用しない
□電子申請を利用しようとしたが、うまくいかなかった
□そもそも厚生労働省に申請や届出の機会がない
□その他（　　）

問５　電子申請をご利用いただいている理由は、次のどれですか？（複数回答可）
□申請や届出の書類（用紙）を入手する必要がなくなるから
□事務処理が効率化できるから
□自宅や職場で手続を行うことができるから
□24 時間 365 日いつでも申請や届出ができるから
□複数の手続をまとめて行うことができるから
□行政機関へ出向くための移動時間や待ち時間の節約になるから
□用紙や切手代・交通費など、経費の節約になるから
□その他（　　）

問６　電子申請をご利用いただいた際の満足度をお答え下さい。
手続によって満足度が異なる場合は、総合的な満足度をご回答下さい。

□満足
□やや満足
□普通
□やや不満
□不満

上記満足度の理由等

問７　問４で「申請や届出の機会はあるが、電子申請を利用したことはない」、あるいは「以前、電子申請を利用したことがあるが、（現在のままのシステムであれば）今後は利用しない」と回答された方に伺います。電子申請を利用しない理由は、次のどれですか？（複数回答可）

□従来の書面での手続と異なる作業をすることに抵抗があるから
□書面での申請でなんら不便を感じないから
□行政機関の窓口で相談しながら申請や届出をしたいから
□電子証明書の取得など、準備に費用や手間がかかるから
□パソコンの設定変更等を行う必要があるから
□電子申請の利用方法が難しいから
□セキュリティ面に不安があるから
□その他（　　）

問８　電子申請を利用するにあたって（または今後利用するとして）、どのようなことを重視または希望しますか？(複数回答可)

□電子証明書を取得あるいは更新するための費用が安いこと
□電子証明書の取得が簡単であること
□電子署名を行う操作が簡単であること
□書面（窓口）での申請より早く処理がされること
□添付書類を出来るだけ少なくすることや画像情報等で代替でき簡単に送れること
□ソフトのインストール等、パソコンの設定が簡単であること
□申請や届出を行うための操作・作業が容易であること
□市販のソフトウェアで作成したデータを容易に電子申請に活用できること
□入力チェック機能が充実していること（エラーメッセージや自動計算機能等）
□個人情報の保護など、セキュリティ面での安全性が確保されていること
□相談窓口やヘルプデスクなど、利用者に対するサポート体制が整っていること
□特になし
□その他（　　）

問９　雇用保険関係手続きで電子申請を利用する際の、確認書類の照合省略を知っていますか？
□すでに申請書を提出している
□知っているが、申請書は提出していない
□知らなかった

問１０　電子申請をしていて、特に「これが良かった」と思う点を一つ挙げてください。

問１１　電子申請をしていて、具体的な不満点や要望等があれば教えて下さい（どのような点が改善されれば、利用状況・満足度が向上すると思いますか？）

問１２　社労士向け業務ソフトを使用していますか？
□使用している
□使用していない

問１３　問１２で「使用している」と回答された方に伺います。業務ソフトを導入されたきっかけは何ですか？(複数回答可)
□事務処理を一元管理するため
□計算機能や入力補助機能が充実しているから
□電子申請を行うため
□知人に勧められた
□法改正等の情報を入手するため
□電子申請フェア等で利便性を実感したから
□その他（　　）

問１４　問１２で「使用している」と回答された方に伺います。使用しているソフト名と、その長所は何ですか？
□株式会社エムケイシステム（社労夢シリーズ）
□株式会社クリックス（ろうむ　ｉｎ　Ｏｎｅ）
□株式会社セルズ（台帳）
□富士ゼロックス株式会社
□株式会社三菱電機ビジネスシステム
□株式会社パシフィックシステム

□株式会社日本シャルフ
□株式会社ファルド情報サービス
□株式会社システム総合研究所
□その他（　　）
上記業務ソフトの長所

問１５　あなたの年齢、開業年数を教えて下さい。

①　年齢
　□３５歳未満
　□３５歳～４４歳
　□４５歳～５４歳
　□５５歳～６４歳
　□６５歳以上

②　開業年数
　□５年未満
　□５年～９年
　□１０年～１４年
　□１５年以上

問１６　今後、電子申請に関する情報提供依頼があった場合、ご協力いただけますか？
□はい
□いいえ

問１７　その他、電子申請全般に関して、ご意見・ご要望がございましたら、ご記入下さい

所属支部	お名前

ご協力ありがとうございました。

締切　１０月末日　　福島県社会保険労務士会事務局 FAX　０２４－５３４－５４３２